

令和 6 年 3 月 2 6 日
山口県報号外第 1 2 号
監査公表第 2 号別冊

令和 5 年度
財政的援助団体等監査結果報告書

令和 6 年 3 月
山口県監査委員

目 次

1 監査の概要

(1) 監査の対象	1
(2) 監査の実施方法	1
(3) 監査の着眼点	1
(4) 監査の実施状況	1

2 監査の結果

(1) 地方独立行政法人山口県産業技術センター	3
(2) 地方独立行政法人山口県立病院機構	3
(3) 公益財団法人山口きらめき財団	4
(4) 岩国空港ビル株式会社	4
(5) 公益社団法人山口県採石協会	4
(6) 下関市商工会	5
(7) 学校法人早鞆学園	5
(8) 学校法人まこと学園	5
(9) 山口県農業協同組合	6
(10) 社会福祉法人博愛会	6
(11) 社会福祉法人山陽	7
(12) 公益財団法人山口県私学教育振興財団	7
(13) 一般社団法人山口県トラック協会	7
(14) サントリーパブリシティサービスグループ	7
(15) 特定非営利活動法人野鳥やまぐち	8
(16) 公益財団法人長門市文化振興財団	8
(17) 特定非営利活動法人やまぐち県民ネット21	8
(18) ミズノグループ	9

3 監査の意見

(1) 総括的意見	9
(2) 監査を通じて識別された課題	10

4 今後の措置

別紙 監査の着眼点	12
-----------	----

財政的援助団体等監査の結果に関する報告

1 監査の概要

(1) 監査の対象

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、次に掲げる団体の出納その他の事務の執行に関する監査を実施した。

ア 出資団体

県が、資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資している法人

イ 財政的援助団体

県が、補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償金、利子補給金その他財政的援助を行っている団体

ウ 指定管理者

県が指定し、公の施設の管理を行わせている団体

(2) 監査の実施方法

監査は、山口県監査委員監査基準に準拠し、出資団体、財政的援助団体及び指定管理者の資金の出納状況、補助した事業の執行状況又は団体の事業活動が適正に行われているかどうかを主眼とし、原則として、監査委員事務局職員による補助監査後、監査委員が監査対象団体に出向き、当該監査対象団体の職員からのヒアリング、関係資料及び書類等に基づき監査を実施した。

なお、一部団体については書面監査とし、監査委員事務局職員による補助監査後、監査委員が書面に基づき監査を実施した。

(3) 監査の着眼点

別紙によるとともに、監査対象団体の内部統制の状況及び県所管課による指導状況について特に確認した。

(4) 監査の実施状況

令和5年12月から令和6年2月の間において、18団体（20機関）を選定し、監査を実施した。

【監査実施団体の名称及び監査実施年月日】

区分	番号	監査対象団体	所管課	出資	財政的援助	指定管理	委員監査実施年月日
出資団体	1	地方独立行政法人山口県産業技術センター	イノベーション推進課	○	○		令和6年2月8日
	2	地方独立行政法人山口県立病院機構	医務保険課 医療政策課 健康増進課	○	○		令和6年1月22日
	3 3-1	①公益財団法人山口きらめき財団 ②秋吉台国際芸術村	①県民生活課 ②文化振興課	○		○	令和6年2月8日
	4	岩国空港ビル株式会社	交通政策課	○	○		令和6年2月7日
	5	公益社団法人山口県採石協会	産業政策課	○			令和6年1月26日
財政的援助団体	6	下関市商工会	経営金融課		○		令和6年1月25日
	7	学校法人早鞆学園	学事文書課		○		令和6年1月25日
	8	学校法人まこと学園	学事文書課		○		令和6年1月25日
	9	山口県農業協同組合	環境政策課 廃棄物・リサイクル対策課 ぶちうまやまぐち推進課 農業振興課 畜産振興課		○		令和6年1月25日
	10	社会福祉法人博愛会	厚政課 健康増進課 長寿社会課		○		令和6年1月25日
	11	社会福祉法人山陽	長寿社会課		○		令和6年1月25日
	12	公益財団法人山口県私学教育振興財団	学事文書課		○		令和6年1月25日
13	一般社団法人山口県トラック協会	交通政策課		○		令和6年1月25日	
指定管理者	14-1 14-2	サントリーパブリシティサービスグループ（①山口県立美術館 ②山口県立萩美術館・浦上記念館）	文化振興課			○	令和6年1月23日
	15	特定非営利活動法人野鳥やまぐち（きらら浜自然観察公園）	自然保護課			○	令和6年1月23日
	16	公益財団法人長門市文化振興財団（県民芸術文化ホールながと）	文化振興課			○	令和6年1月26日
	17	特定非営利活動法人やまぐち県民ネット21（県民活動支援センター）	県民生活課			○	令和6年1月22日
	18	ミズノグループ（山口県立下関武道館）	スポーツ推進課			○	令和6年1月29日

2 監査の結果

(1) 地方独立行政法人山口県産業技術センター

ア 出資金、補助金等について

本センターは、産業技術に関する試験研究、その成果の普及、産業技術に関する支援等を総合的に行うことにより、産業の振興を図り、もって山口県における経済の発展及び県民生活の向上に資することを目的として設立され、県は、資本金6,375,046,000円の全額を出資している。

また、県は、令和4年度において、産業技術センター運営費交付金722,393,000円、宇宙データ利用推進センター運営費等補助金20,236,125円及び衛星リモートセンシングデータ活用共同研究等補助金6,320,669円を支出している。

イ 監査の結果

出資及び財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、改善留意を要する事項はあるものの、おおむね適正と認められた。

(2) 地方独立行政法人山口県立病院機構

ア 出資金、補助金等について

本機構は、医療の提供、医療に関する調査及び研究並びに医療従事者等の研修を行うことにより、県民の健康の保持増進を図り、もって健康で文化的な生活の向上に資することを目的として設立され、県は、資本金3,144,411,828円の全額を出資している。

また、県は、令和4年度において、長期貸付金として地方独立行政法人山口県立病院機構貸付金813,300,000円を貸付けているほか、県立病院機構運営費負担金として1,896,139,000円、新型コロナウイルス感染症入院病床確保支援事業費補助金1,114,678,440円、新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業費補助金19,652,000円、山口県看護職員等処遇改善助成事業補助金17,968,000円、山口県医療提供体制推進事業費補助金13,576,000円、山口県へき地医療対策費補助金9,965,000円、保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金7,810,000円、山口県がん診療連携拠点病院機能強化事業費補助金7,808,000円、山口県地域医療を支える医師確保促進事業費補助金6,196,000円、新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関宿泊施設確保支援事業費補助金3,188,000円、へき地医療人材養成・定着促進事業費補助金3,166,000円、山口県看護職員確保対策事業費補助金1,650,000円、帰国者・接触者外来等設備整備事業費補助金1,545,000円、新型コロナウイルス感染症対策支援事業費補助金（認可外保育施設等分）500,000円、山口県医師就業環境整備総合対策事業費補助金416,000円、新型コロナウイルスワクチン接種（個別接種促進）支援金400,000円、山口県災害医療対策費補助金217,000円を支出している。

イ 監査の結果

出資及び財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、改善留意を要する事項はあるものの、おおむね適正と認められた。

(3) 公益財団法人山口きらめき財団

ア 出資金及び指定管理料について

本法人は、山口県において、県民の自主的・主体的な県民活動を支援し、男女がともに協力し参画する社会の形成や地域性豊かで多彩な文化芸術活動の振興などに資する事業を総合的に推進することにより、県民一人ひとりがきらめき、元気で活力ある住み良い社会の実現に寄与することを目的として設立され、県は基本財産1,586,470,000円のうち、1,104,851,718円を出資している。

また、県は、秋吉台国際芸術村に係る指定管理者の指定をしており、令和4年度において、秋吉台国際芸術村の管理に係る委託料（指定管理料）169,359,091円を支出している。

イ 監査の結果

出資及び公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行については、改善留意を要する事項はあるものの、おおむね適正と認められた。

(4) 岩国空港ビル株式会社

ア 出資金及び補助金について

本会社は、航空旅客・空港貨物ターミナルビル及びこれに付帯する施設の賃貸業航空機燃料貯蔵施設提供業、駐車場業、広告宣伝業及び見学施設提供業を営むことを目的として設立され、県は資本金等510,000,000円のうち、200,000,000円を出資している。

また、県は、令和4年度において、岩国錦帯橋空港駐車場利用環境整備事業（駐車場維持管理費）補助金30,000,000円を支出している。

イ 監査の結果

出資及び財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、特に改善留意を要する事項はなく、適正と認められた。

(5) 公益社団法人山口県採石協会

ア 出資金について

本協会は、採石業がわが国の産業の基盤を形成する基礎物資の供給産業として重要な役割を果たしていることを自覚し、会員の協力により、自然環境及び生活環境の保全を基調とした公害の防止及び採石業者の健全な育成に努めるとともに、廃止

前の臨時石炭鉱害復旧法に基づき経済産業大臣が指定した指定法人として、特定鉱害復旧事業を実施することにより県土の有効利用と保全並びに民生の安定を図り、もって、公共の福祉に寄与することを目的として設立され、県は、特定資産419,500,000円のうち114,089,000円を出資している。

イ 監査の結果

出資に係る出納その他の事務の執行については、特に改善留意を要する事項はなく、適正と認められた。

(6) 下関市商工会

ア 補助金について

本商工会は、地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、あわせて社会一般の福祉の増進に資し、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的として設立され、県は令和4年度において、小規模事業経営支援事業費補助金57,819,200円を支出している。

イ 監査の結果

財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、特に改善留意を要する事項はなく、おおむね適正と認められた。

(7) 学校法人早鞆学園

ア 補助金等について

本法人は、教育基本法、学校教育法及び私立学校法に従い、学校を設置し学校教育を行うことを目的として設立され、県は、令和4年度において、私立学校運営費補助金311,798,000円、高等学校等就学支援金258,934,500円、子育て支援のための私立高校生授業料等減免補助金8,349,700円、私立学校耐震化促進利子補給金2,107,975円、私立学校等光熱費高騰緊急対策支援金1,290,000円、高等学校等就学支援金事務費交付金1,162,240円及びやまぐちの活力を支える私立高校生就職支援事業等補助金87,840円を支出している。

イ 監査の結果

財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、特に改善留意を要する事項はなく、適正と認められた。

(8) 学校法人まこと学園

ア 補助金等について

本法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行うことを目的として設立され、県は、令和4年度において、私立学校運営費補助金30,209,000円、

私立幼稚園等特別支援教育費補助金（国庫補助対象分）1,989,000円、私立学校等光熱費高騰緊急対策支援金200,000円を支出している。

イ 監査の結果

財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、特に改善留意を要する事項はなく、適正と認められた。

(9) 山口県農業協同組合

ア 補助金等について

この組合は、地域の農業生産の振興を旨として、組合員の相互扶助の精神に基づき、協同して組合員の事業及び生活のために必要な事業を行い、もってその経済状態を改善し、かつ、社会的地位の向上を図ることを目的として設立され、県は、令和4年度において、畜産振興対策補助金42,820,300円、山口県地球にやさしい環境づくり融資資金12,629,000円、農業近代化資金利子補給金10,845,434円、流通対策事業補助金8,773,747円、農業振興対策事業補助金4,344,968円、家畜改良増殖推進事業のうち畜産共進会に係る負担金240,000円、山口県住宅用太陽光発電システム等整備資金利子補給金207,140円、山口県PCB含有電気機器等適正処理促進事業費補助金165,000円、山口県就農支援資金相談活動助成金62,102円を支出している。

イ 監査の結果

財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、特に改善留意を要する事項はなく、おおむね適正と認められた。

(10) 社会福祉法人博愛会

ア 補助金等について

本法人は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として設立され、県は、令和4年度において、軽費老人ホーム事務費補助金119,079,000円、山口県救護施設等の衛生管理体制確保支援事業補助金500,000円、山口県救護施設光熱費高騰緊急対策支援金250,000円、山口県働きやすい介護職場づくり支援事業費補助金156,000円及び結核予防事業補助金93,874円を支出している。

イ 監査の結果

財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、改善留意を要する事項はあるものの、おおむね適正と認められた。

(11) 社会福祉法人山陽

ア 補助金について

本法人は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として設立され、県は、令和4年度において、軽費老人ホーム事務費補助金31,991,000円を支出している。

イ 監査の結果

財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、改善留意を要する事項はあるものの、おおむね適正と認められた。

(12) 公益財団法人山口県私学教育振興財団

ア 補助金について

本財団は、県内における私立学校教育の充実及び振興を図るとともに、県民の教育を受ける機会の確保及び充実に努め、もって県における教育文化の高揚に資することを目的として設立され、県は、令和4年度において私学教職員退職金補助金226,337,544円を支出している。

イ 監査の結果

財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、特に改善留意を要する事項はなく、適正と認められた。

(13) 一般社団法人山口県トラック協会

ア 補助金について

本法人は、貨物自動車運送事業の適正な運営及び公正な競争を確保することによって事業の健全な発達を促進し、もって公共の福祉に寄与するとともに、事業の社会的、経済的地位の向上及び会員相互の連絡協調の緊密化を図ることを目的として設立され、県は、令和4年度において、山口県運輸事業振興助成補助金288,982,000円を支出している。

イ 監査の結果

財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、特に改善留意を要する事項はなく、おおむね適正と認められた。

(14) サントリーパブリシティサービスグループ

ア 指定管理料について

本グループは、サントリーパブリシティサービス株式会社を代表者として構成

され、同社はホール・博物館・美術館・図書館・会議場の企画、運営、管理等の事業を営むことを目的として設立され、県は、山口県立美術館及び山口県立萩美術館・浦上記念館に係る指定管理者の指定をしており、令和4年度において、山口県立美術館に委託料（指定管理料）126,644,334円、山口県立萩美術館・浦上記念館に委託料（指定管理料）189,259,002円を支出している。

イ 監査の結果

公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行については、改善留意を要する事項はあるものの、おおむね適正と認められた。

(15) 特定非営利活動法人野鳥やまぐち

ア 指定管理料について

本法人は、広く県民に対して、野鳥を中心とした自然活動、環境教育等のプログラムの企画、運営や、野鳥に関する調査研究の事業を行い、県民の間に自然尊重の精神を培い、もって人間性豊かな社会の発展に寄与することを目的として設立され、県は、きらら浜自然観察公園に係る指定管理者の指定をしており、令和4年度において、きらら浜自然観察公園の管理にかかる委託料（指定管理料）50,260,000円を支出している。

イ 監査の結果

公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行については、特に改善留意を要する事項はなく、おおむね適正と認められた。

(16) 公益財団法人長門市文化振興財団

ア 指定管理料について

本財団は、長門市における文化芸術の振興を図り、もって地域の活性化と魅力ある文化のまちづくりに寄与することを目的として設立され、県は、山口県民芸術文化ホールながとに係る指定管理者の指定をしており、令和4年度において、山口県民芸術文化ホールながとの管理に係る委託料（指定管理料）44,277,000円を支出している。

イ 監査の結果

公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行については、改善留意を要する事項はあるものの、おおむね適正と認められた。

(17) 特定非営利活動法人やまぐち県民ネット21

ア 指定管理料について

本法人は、県民活動団体などのネットワーク化を促し、自主的・主体的な社会参

加活動の活性化を図ることにより、県民・企業・行政のパートナーシップによる新しい県づくりに寄与するとともに、県民活動の更なる発展を目指し、社会の公益の増進に寄与することを目的として設立され、県は、やまぐち県民活動支援センターに係る指定管理者の指定をしており、令和4年度において、委託料（指定管理料）22,458,000円を支出している。

イ 監査の結果

公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行については、特に改善留意を要する事項はなく、おおむね適正と認められた。

(18) ミズノグループ

ア 指定管理料について

本グループは、美津濃株式会社を代表者として構成され、同社は、スポーツ施設の経営、スポーツ及び各種文化的催し物の企画運営等の事業を営むことを目的に設立され、県は、山口県立下関武道館の指定管理者の指定をしており、令和4年度において、委託料（指定管理料）70,224,558円を支出している。

イ 監査の結果

公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行については、改善留意を要する事項はあるものの、おおむね適正と認められた。

3 監査の意見

令和5年12月から令和6年2月までの間に財政的援助団体等に対して行った監査結果については、前記「2 監査の結果」のとおりである。これらの監査結果を踏まえ、以下のとおり意見を述べる。各団体及び所管課においては、今後の業務運営及び行政運営に当たり十分留意され、所要の改善措置について検討・実施されたい。

(1) 総括的意見

① 出資団体に関するもの

県が出資を行っている団体は、県行政の補完的役割を担っており、公金を財源の一部に含む公的な団体として、不祥事などのリスクを防止する内部統制の整備と事業を安定的に継続して実施できる財務健全性が求められる。

出資団体に対する監査結果を踏まえると、事業の継続性に疑義がある団体はなかったものの、県は団体運営や事業活動が適正に実施され、出資目的が果たされるよう出資団体に対し、引き続き、適切な指導、監督に努めていただきたい。

② 財政的援助団体に関するもの

補助金等交付事業については、その財源が公金であることから、広く県民の理解

が得られるよう、適切に実施する必要がある。

財政的援助団体に対する監査結果を踏まえると、実績報告書において補助対象外の経費を補助対象経費として含めていたものや、契約等の事務手続に不備があった事案もあった。いずれも複数の職員による確認の徹底などにより防止可能と考えられる事案であり、団体の内部マネジメント力のより一層の向上が望まれる。

また、財政的援助団体は規模や種類が様々で、事務体制が整備されている団体や補助金事務に慣れている団体ばかりではないため、県は、内部統制が脆弱な団体や補助金事務に不慣れな団体に対しては、きめ細かな指導、支援を行うなど、適切に対応されたい。

加えて、団体が県に報告した補助対象経費の金額については、県が定期的に行っている実地検査等では、その金額の誤りを看過していた事案が見られたため、補助金等の交付が適切に実施されるよう、県として組織的なチェック体制の整備、担当職員の知識・指導能力の向上に努められたい。

③ 公の施設の指定管理者に関するもの

指定管理者制度は、公の施設の管理運営について、民間事業者が持つノウハウや専門性等を活用し、施設サービスの向上及び利用の活発化を図ることや、経費の節減等を目的として導入されたものである。

そのため、指定管理者は、常にその財源が公金であることを踏まえることはもちろんのこと、利用者の目線で効率的な施設運営に努め、県は制度の趣旨を理解した上で、サービス水準の維持・向上や業務運営の適正化を図るため、基本協定書等に則り指定管理業務が適切かつ確実に行われているかを適宜確認し、公の施設が最大限活用されるよう努める必要がある。

公の施設の指定管理者に対する監査結果を踏まえると、契約等の事務手続に不備があった事案のほか、県の貸付備品管理が不適切となっている事案もあった。県は、施設の管理責任が県にあることを十分に認識した上で、指定管理者に対し必要な指導、監督を行うとともに、県と指定管理者との間でのコミュニケーションを密にし、相互の理解を深めるなど、指定管理者制度が適切に運用されるよう努められたい。

(2) 監査を通じて識別された課題

補助金に係る適正な事務の執行について

補助金については、これまでも、適正な事務の執行について意見を付してきたところであるが、今年度の監査において、補助金の算出根基となる事務費の算定の誤り等により、補助金が過大交付となった事案があった。

また、補助金の額に影響はないものの、団体が提出した実績報告書について、所管課による証憑書類との突合・確認が行われていない事案や交付申請書や実績報告書に不備があるものを看過されていた事案など、所管課による実績確認等が不十分と考えられる事案も認められた。

については、所管課においては、補助金の交付を行うものが実施すべき確認事項等を精査し、確実に実施した上で、各団体において、事務の内容や事務に係る内部統制体制、規程等を改めて確認し、適正な事務の執行が図られるよう、必要な監督や指導、助言を行われたい。

4 今後の措置

改善留意を要するものについては、県の所管課に文書で通知し、講じた措置の状況について報告を求めるとともに、関係団体への指導監督に努めるよう求め、今後の定期監査等において、改善の状況を確認していく。

【別紙 監査の着眼点】

1 出資団体

- (1) 出資団体はその目的に沿って運営されているか。
- (2) 出資団体の経営及び財政の状態は良好か。
- (3) 資金の運用はその目的に沿って効率的かつ堅実に行われているか。
- (4) 財務諸表は適正に作成されているか。
- (5) 会計経理組織は整備されているか。
- (6) 会計経理の処理は団体が採用している会計基準等に基づき適正に行われているか。
- (7) 帳簿その他証拠書類は適正に整理されているか。
- (8) 内部統制に関する認識はあるか。
- (9) 内部統制は十分に機能しているか。
- (10) 出資団体に対する指導監督は適切に行われているか。

2 財政的援助団体

- (1) 補助事業等は交付の目的に沿って適正に行われているか。
- (2) 補助事業等の事業計画及び予算計画は適切であるか。
- (3) 事業の計画と実施内容は相違していないか。
- (4) 補助金等の交付条件は履行されているか。
- (5) 交付された補助金等は適期適正に受け入れられているか。
- (6) 資金の運用はその目的に沿って効率的かつ堅実に行われているか。
- (7) 補助金等を他に流用し、又は不正に使用していないか。
- (8) 財務諸表は適正に作成されているか。
- (9) 実績報告書等は提出されているか。
- (10) 会計経理組織は整備されているか。
- (11) 会計経理の処理は団体が採用している会計基準等に基づき適正に行われているか。
- (12) 帳簿その他証拠書類は適正に整理されているか。
- (13) 補助金等の事業効果は十分に達せられているか。
- (14) 内部統制に関する認識はあるか。
- (15) 内部統制は十分に機能しているか。

3 指定管理者

- (1) 包括協定書の内容は適正か。
- (2) 包括協定書に基づく管理業務実施状況は適正か。
- (3) 支払われた委託料は適期適正に受け入れられているか。
- (4) 資金の運用はその目的に沿って効率的かつ堅実に行われているか。
- (5) 財務諸表は適正に作成されているか。
- (6) 事業報告書等報告書類は提出されているか。
- (7) 会計経理組織は整備されているか。
- (8) 会計経理の処理は団体が採用している会計基準等に基づき適正に行われているか。
- (9) 帳簿その他証拠書類は適正に整理されているか。
- (10) 内部統制に関する認識はあるか。
- (11) 内部統制は十分に機能しているか。
- (12) 指定管理者に対する指導監督は適切に行われているか。

4 関係証拠書類及び帳簿の整備等

- (1) 補助金等交付申請書
- (2) 補助金等交付申請書添付書類（事業計画書、設計書等）
- (3) 補助金等交付決定書
- (4) 補助金等交付書
- (5) 補助金等実績報告書
- (6) 予算書
- (7) 事業報告書
- (8) 決算報告書
- (9) 貸借対照表及び損益計算書等の財務諸表、会議議事録、定款、寄附行為、業務方法書、諸規程その他関係諸帳